

議案第1号

東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年1月26日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

(提案理由)

市の文書管理システムの施行に伴い、市立小・中学校の文書管理規程を改める必要がある。

東久留米市教育委員会訓令甲第1号

東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年1月26日

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

東久留米市立小・中学校文書管理規程の一部を改正する訓令

東久留米市立小・中学校文書管理規程（平成12年教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1章第3条を次のように改める。

（簿冊）

第3条 文書の取り扱いに必要な簿冊は次のとおりとする。

- （1）文書管理簿（收受・発議）（様式第1号）
- （2）郵送書類收受簿（様式第2号）
- （3）切手受払簿（様式第3号）

同章第4条を次のように改める。

（現行の記号及び番号）

第4条 文書には、收受し、又は発議した日の属する会計年度の数字及び市を表す「東久」当該学校を表す文字を付して、学校別の番号を記載しなければならない。ただし、軽易な文書については「事務連絡」と表示し、記号及び番号の記載は、必要としない。

第2章第5条第1号中「文書收受簿」を「文書管理簿（收受・発議）」に改める。

第3章第8条第4号中「文書発送簿」を「文書管理簿（收受・発議）」に改める。

別表（第20条関係）「2庶務」の部「2文書管理」の款「2文書管理帳簿」の項中「文書收受簿、文書発送簿」を「文書管理簿（收受・発議）」に改める。

別記様式（第3条関係）中第2号を削り、別記様式第1号から第3号までを次のように改める。

(様式第1号)

文書管理簿 (収受・発議)

(令和5年度)

学校名 東久留米市立 学校
文書記号 ○東久〇〇第〇号

文書番号	件名	処理内容	
1		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先
2		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先
3		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先
4		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先
5		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先
6		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先
7		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先
8		収受	収受日
			文書番号
			発信者
		発議	起案日
			起案者
			相手先

議案第2号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年1月26日提出

東久留米市教育委員会

教育長 片柳 博文

(提案理由)

「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要がある。

東久留米市教育委員会規則第1号

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年1月26日

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年東久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,194円	8,820円	11,481円	12,990円	15,534円	16,563円
学校薬剤師の補償基礎額	6,240円	7,260円	8,943円	10,443円	11,451円	11,844円

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則別表第1の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新規則の規定に基づく公務災害補償の内払いとみなす。

東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

改正案

現行

別表1 (第4条関係)
補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,194円	8,820円	11,481円	12,990円	15,534円	16,563円
学校薬剤師の補償基礎額	6,240円	7,260円	8,943円	10,443円	11,451円	11,844円

別表1 (第4条関係)
補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,059円	8,730円	11,448円	12,990円	15,534円	16,563円
学校薬剤師の補償基礎額	6,135円	7,215円	8,937円	10,443円	11,451円	11,844円

東久留米市教育委員会訓令乙第8号

東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月12日

東久留米市教育委員会教育長 片柳 博文

東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱の一部を改正する訓令
東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱（平成22年教育委員会訓令乙第20号）の一部を次のように改正する。

第8及び第9を次のように改める。

（意見の聴取等）

第8 策定等委員会は、教育振興基本計画の策定等にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が委嘱する。

- (1) 青少年の育成に関わる市民 1人以内
- (2) 公募により選出された生涯学習に関わる市民 2人以内
- (3) 公募により選出された学校教育に関わる市民または市立学校に通う児童・生徒の保護者5人以内

また、市のスポーツ関係団体、社会教育・文化財関係団体、図書館関係及び小・中学校の代表には、別途、文書にて意見を聴取する。

（報 償）

第9 懇談会の委員には、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

付 則

この訓令は、令和4年10月12日から施行する。

東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱新旧対照表

改正案	現行
<p>第1～第7（現行のとおり） （意見の聴取等）</p> <p>第8 策定等委員会は、教育振興基本計画の策定等にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が委嘱する。</p> <p>(1) 削除 (2) 削除 (3) 削除 (4) 削除 (5) 削除</p> <p>(1) 青少年の育成に関わる市民 1人以内 (2) 公募により選出された生涯学習に関わる市民 2人以内 (3) 公募により選出された学校教育に関わる市民または市立学校に通う児童・生徒の保護者 5人以内</p> <p>また、市のスポーツ関係団体、社会教育・文化財関係団体、図書館関係及び小・中学校の代表には、別途、文書にて意見を聴取する。</p> <p>（報償） 第9 懇談会の委員には、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。</p> <p>第10～第12（現行のとおり）</p>	<p>第1～第7（略） （意見の聴取等）</p> <p>第8 策定等委員会は、教育振興基本計画の策定等にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が依頼する。</p> <p>(1) 学識経験者 1人以内 (2) スポーツ関係 2人以内 (3) 社会教育・文化財関係 3人以内 (4) 図書館関係 1人以内 (5) 東久留米市立小・中学校の代表 2人以内 (6) 青少年の育成に関わる市民 1人以内 (7) 公募により選出された市民 3人以内</p> <p>（報償） 第9 懇談会の委員のうち、前項第5号に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。</p> <p>第10～第12（略）</p>

東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に必要事項を検討するため、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 策定等委員会は、東久留米市の教育の現状や課題、今後の教育のあり方と具体的教育施策及びその他必要事項について検討し、教育委員会に報告する。

(組織)

第3 策定等委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部参事
- (3) 教育部教育総務課長
- (4) 教育部学務課長
- (5) 教育部指導室主幹・統括指導主事
- (6) 教育部生涯学習課長
- (7) 教育部図書館長
- (8) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員長等)

第4 策定等委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育部長とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、策定等委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、この要綱の施行の日から教育委員会に検討結果を最終報告する日までとする。

(会議)

第6 策定等委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 策定等委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 策定等委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(専門部会)

第7 第2条の所掌事項について、より専門的に検討するため、策定等委員会の下に策定等委員会が適当と認める者で構成する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会には部会長及び副部会長を置き、策定等委員会が指名する。
- 3 専門部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が出席できないときは、副部会長が議長となる。
- 4 専門部会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(意見の聴取等)

第8 策定等委員会は、教育振興基本計画の策定等にあたり、次に掲げる委員で構成する懇談会を開催し、意見等を聴取する。なお、懇談会の委員は教育長が委嘱する。

- (1) 青少年の育成に関わる市民 1人以内
- (2) 公募により選出された生涯学習に関わる市民 2人以内
- (3) 公募により選出された学校教育に関わる市民または市立学校に通う児童・生徒の保護者 5人以内

また、市のスポーツ関係団体、社会教育・文化財関係団体、図書館関係及び小・中学校の代表には、別途、文書にて意見を聴取する。

(報 償)

第9 懇談会の委員には、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

(報 告)

第10 策定等委員会は、必要に応じて教育委員会に検討経過を報告し、協議するものとする。

(庶 務)

第11 策定等委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、策定等委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成27年6月30日から施行する。

この訓令は、平成30年5月30日から施行する。

この訓令は、令和4年10月12日から施行する。

東久留米市教育振興基本計画策定等に関する懇談会運営要領

(設 置)

第1 東久留米市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の策定等に当たり、意見等を聴取するため、教育振興基本計画策定等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組 織)

第2 懇談会は、東久留米市教育振興基本計画策定等委員会設置要綱（以下「策定等委員会設置要綱」という。）第8の規定による、委員8人以内をもって構成する。

(任 期)

第3 委員の任期は、策定等委員会設置要綱第2の規定による報告を完了するまでとする。

(会 議)

第4 懇談会は教育長が召集する。

2 懇談会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(傍 聴)

第6 懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

(庶 務)

第7 懇談会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

この要領は、令和4年10月12日から施行する。

議案第3号

令和4年度東久留米市一般会計（教育費）3月補正予算要求について

上記の議案を提出する。

令和5年1月26日提出

東久留米市教育委員会
教育長 片柳 博文

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要がある。

令和4年度一般会計（教育費）3月補正予算要求資料

総括表

【歳入予算】 単位：千円

国庫支出金	※
都支出金	△14,996
諸収入	
計	△14,996

※国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、市全体で振り分けられるため、現時点では交付額は不確定である。

【歳出予算】 単位：千円

教育総務費	△16,870
小学校費	△45,482
中学校費	△37,539
社会教育費	△121
保健体育費	△3,637
計	△103,649

《歳出予算のみに関わるもの》

1 公共施設エネルギー管理事業（教育総務課）

◎歳出

10 教育費 01 教育総務費 02 事務局費 07 公共施設エネルギー管理事業

12 委託料（公共施設エネルギー管理報告書作成等委託） △715千円

合計△715千円

（理由）国へ報告する市立小中学校におけるエネルギー使用量調査に係る事務委託費に差金が生じたため、歳出予算を減額する。

2 小学校施設維持管理事業（教育総務課）

◎歳出

10 教育費 02 小学校費 01 学校管理費 02 小学校施設維持管理事業

12 委託料（冷暖房機保守点検委託 △2,186千円、建築物等点検委託△1,573千円、施設管理業務委託△2,276千円、学校用業務委託△9,159千円）

合計△15,194千円

（理由）市立小学校施設における各種維持管理に伴う委託・修繕等の契約に差金が生じたため、歳出予算を減額する。

3 小学校改修事業（教育総務課）

◎歳出

10 教育費 02 小学校費 05 学校建設費 01 小学校改修事業

12 委託料（備品移動委託△1,714千円、大規模・中規模改造設計委託△505千円、工事監理委託△4,124千円）

合計△6,343千円

（理由）市立小学校施設における各種改修・改造に係る委託契約に差金が生じたため、歳出予算を減額する。

4 中学校施設維持管理事業（教育総務課）
◎歳出 10 教育費 03 中学校費 01 学校管理費 02 中学校施設維持管理事業 12 委託料（冷暖房機保守点検委託 △1,894 千円、建築物等点検委託△847 千円、学校用務業務委託△18,318 千円） 合計△21,059 千円
（理由）市立中学校施設における各種維持管理に伴う委託・修繕等の契約に差金が生じたため、歳出予算を減額する。
5 中学校改修事業（教育総務課）
◎歳出 10 教育費 03 中学校費 05 学校建設費 01 中学校改修事業 14 工事請負費（大規模・中規模改造工事△8,857 千円） 合計△8,857 千円
（理由）市立中学校施設における各種改修・改造工事に係る契約に差金が生じたため、歳出予算を減額する。
6 教職員健康診断事業〔法定〕（指導室）
◎歳出 10 教育費 01 教育総務費 03 指導費 10 教職員健康診断事業（法定） 12 委託料（教職員健康診断委託） △1,159 千円 合計△1,159 千円
（理由）教職員定期健康診断及び教職員消化器検診の委託契約に差金が生じたため、歳出予算を減額する。
7 生涯学習委託事業（生涯学習課）
◎歳出 10 教育費 04 社会教育費 01 社会教育総務費 02 社会教育総務費 13 使用料及び賃借料（自動車借上料） △121 千円 合計△121 千円
（理由）新型コロナウイルス感染症の影響により榛名地域文化祭への訪問を見合わせ、マイクロバスを使用しなくなったことにより、歳出予算を減額する。
8 体育施設維持管理事業（生涯学習課）
◎歳出 10 教育費 05 保健体育費 03 保健体育施設費 02 体育施設維持管理事業 13 使用料及び賃借料（土地借り上げ料） △2,922 千円 合計△2,922 千円
（理由）体育施設に係る土地の賃貸借契約に差金が生じたため、歳出予算を減額する。
9 スポーツセンター管理運営事業（生涯学習課）
◎歳出 10 教育費 05 保健体育費 04 スポーツセンター費 01 スポーツセンター管理運営事業 14 工事請負費（スポーツセンター機械室外部扉改修工事） △715 千円 合計△715 千円
（理由）スポーツセンターに係る工事請負契約に差金が生じたため、歳出予算を減額する。

《歳入・歳出予算のいずれにも関わるもの》

1 学校マネジメント強化事業（指導室）
◎歳入 15 都支出金 02 教育総務費補助金 04 学校マネジメント強化事業補助金 △14,996 千円 (報酬+交通費分 12,585 千円 期末手当 2,411 千円) 合計△14,996 千円
◎歳出 10 教育費 01 教育総務費 03 指導費 13 学校マネジメント強化事業 01 報酬 (会計年度任用職員 (専門職) 報酬 △12,585 千円) 03 職員手当等 (会計年度任用職員 (専門職) 期末手当 △2,411 千円) 合計△14,996 千円
(理由) 東京都から示された副校長補佐 (会計年度任用職員/専門職) の配置校数が当初の見込みを下回ったため、歳入及び歳出予算を減額する。
2 原油価格・物価高騰対応学校給食食材費補助事業【小学校】(学務課) ※繰越明許あり
◎歳入 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※
◎歳出 10 教育費 02 小学校費 04 学校給食費 02 小学校給食事業 18 負担金、補助及び交付金 01 原油価格・物価高騰対応学校給食食材費補助金 食材高騰分 (給食費単価×8%) ×児童数 (都推計値) ×令和5年度給食実施予定回数=23,945 千円 合計 23,945 千円
(理由) コロナ禍において食材費が高騰する中、交付金を活用して学校給食にかかる保護者の負担軽減を図るため、歳入及び歳出予算を増額する。
3 原油価格・物価高騰対応学校給食食材費補助事業【中学校】(学務課) ※繰越明許あり
◎歳入 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金※
◎歳出 10 教育費 03 中学校費 04 学校給食費 02 中学校給食事業 18 負担金、補助及び交付金 01 原油価格・物価高騰対応学校給食食材費補助金 7,623 千円 食材高騰分 (給食費単価×8%) ×生徒数 (都推計値) ×令和5年度給食実施予定回数=7,623 千円 (中学校は令和4年度12月末時点の喫食率58%を乗じる) 合計 7,623 千円
(理由) コロナ禍において食材費が高騰する中、交付金を活用して学校給食にかかる保護者の負担軽減を図るため、歳入及び歳出予算を増額する。

教育委員会資料 令和5年1月26日 教育部生涯学習課

令和5年二十歳（はたち）のつどいの実施結果について（報告）

実施日：令和5年1月9日（月）
場 所：市立生涯学習センター

		男性	女性	男女計
【式典1回目】 久留米中学校区域 西中学校区域 南中学校区域 午前10時30分～	参加者	195人	182人	377人
	対象者	279人	268人	547人
	参加率	69.9%	67.9%	68.9%
【式典2回目】 東中学校区域 大門中学校区域 下里中学校区域 中央中学校区域 午後1時30分～	参加者	220人	180人	400人
	対象者	289人	274人	563人
	参加率	76.1%	65.7%	71.0%
合計	参加者	415人	362人	777人
	対象者	568人	542人	1,110人
	参加率	73.1%	66.8%	70.0%

前年合計	参加者	444人	326人	770人
	対象者	595人	541人	1,136人
	参加率	74.6%	60.3%	67.8%

※民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたが、従来通り20歳の市民を対象とした。（令和2年度に市内の中学3年生を対象にした「成人式に関するアンケート」の結果、近隣市の検討状況及び成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議による『成人式の時期や在り方等に関する報告書』の内容も踏まえ、令和4年度以降も現行と同様に、20歳を対象に式典を実施していくこととしている。）

※式典名称を「成人の日のつどい」から「二十歳（はたち）のつどい」に変更した。
※マスクの着用、原則本人のみの参加とするなど、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながらの実施となった。

教育委員会報告資料
令和5年1月26日
教育部指導室

令和5年度東久留米市教育委員会研究推進校及び研究奨励校の決定について

令和5年度東久留米市教育委員会研究推進校及び研究奨励校について、下記のとおり決定します。

記

令和4・5年度 東久留米市教育委員会研究推進校【2年間】		
市立第三小学校	全教科	主体的に考え、学び合う児童の育成 ～ICT機器の効果的な活用を通して～
市立中央中学校	カリキュラム マネジメント	情報活用能力の育成
令和5・6年度 東久留米市教育委員会研究推進校【2年間】		
市立第六小学校	全教科	「主体的・対話的で深い学び」の実現に 向けた授業づくり
市立南中学校	全教科・全領域	地域や外部人材を活用した教育活動の充実
令和5年度 東久留米市教育委員会研究奨励校【1年間】		
市立第七小学校	特別活動	自分の思いを積極的に伝え合い、学校生活を 楽しく豊かにしようとする児童の育成 ～学級活動(1) 話し合い活動を中心に～

2023年 1月18日

東久留米市教育委員会

教育長 片柳博文 様

東久留米子どもと教育連絡会

事務局担当 鈴木 清

東久留米市 電話

請願受付番号 1

小学校教科書採択に関する請願

私たちはこれまで公立学校教科書の採択にあたり、貴教育委員会に要望を提出してまいりました。展示会場で出された市民意見を文書公開するなど、一部の要望をお取り上げ下さったことに感謝いたします。

今年は新学習指導要領による2回目の小学校の教科書採択が行われます。子どもたちがよりよく理解でき、楽しく学習できる教科書が採択されることが望まれます。

教科書は「教育委員会が採択する」とされていますが、子どもたちにとってよりよい教科書が採択されるためには、保護者や地域住民の意見はもとより、子どもたちと一緒に教科書を使って授業を行う現場の先生方の意見を尊重することが欠かせないと考えます。また、どのような議論を経て、教科書が採択されたのか、その経過が公開されることも重要です。

東久留米子どもと教育連絡会（東久留米の教育を考える会、東久留米の教科書を考える会、東久留米九条の会、くらしを守る革新懇東久留米の会、東久留米母親連絡会、新日本婦人の会）は、教科書採択にあたって、下記の事項を請願いたします。

記

- 1 東久留米市教科用図書採択要項について（採択の方針）第2条2（2）「市民及び学校等の意見を参考にすること」となっていますが、「市民及び現場の学校教員に検討時間を充分保障し、その意見を最大限尊重すること」としてください。
- 2 教科書の展示場所を市役所だけでなく、市内の図書館など多くの市民が気軽に立ち寄れる展示場所を増やしてください。展示時間を図書館の閉館時刻まで広げてください。
 - ）採択を行う教育委員会の期日を制度が許す限り、極力遅くして（8月下旬）、教科書の展示期間を延長してください。
- 4 市民用、教員用の見本の数を増やしてください。
- 5 各学校の先生方の意見を尊重し、採択に反映されるような仕組みを、整備してください。
- 6 採択のための審議の経過がわかるよう、保護者や地域住民に情報を公開してください。
- 7 多くの地域住民がオンラインなどを利用して、採択のための教育委員会の審議を傍聴できるよう検討してください。
- 8 展示場所が出された市民意見は各教科書の意見のみならず、全ての意見を公開してください。
- 9 採択した教科書だけでなく、展示した全教科書を中央図書館の書架に並べて下さい。
- 10 以上について、教育委員会と私たちとの懇談の場を設けて下さい。

